

消費者問題について考えましょう



悪質商法、オレオレ詐欺、多重債務など、私たちの暮らしの中には、身近なところに消費者問題が潜んでいます。

困ったときは1人で悩まず、消費生活センターにお気軽にご相談ください。

アダルトサイトのワンクリック請求に関するトラブル

スマートフォンなどで軽い気持ちでアダルトサイトを開いたところ「登録完了」と表示され、高額な料金を請求されたなどの相談が多く寄せられています。気軽にクリックしてしまつと、クリックと同時に高額な入会金を請求されることもあるため、気軽にクリックしないことが大切です。

また、慌てて記載されている電話番号に連絡してしまつと、個人情報などが知られてしまう可能性があるため、絶対に自分から連絡してはいけません。

消費生活センターに相談しましょう

悪質商法・契約トラブル・不当表示・製品事故・多重債務などの消費生活相談に関する相談を受け付けています。

トラブルにあった場合は、すぐに市消費生活センター(馬場通り4丁目・5階) ☎(616)1547にご相談ください。

一人で悩まず、料金を支払う前に、まずは消費生活センターに相談しましょう。

怪しいもうけ話(利殖商法・劇場型勧誘)に注意しましょう

未公開株・社債・ファンドなどの金融商品の他、土地使用権などに関するもうけ話や「名義を貸してくれ」など、詐欺的な相談が多く寄せられています。これらは、複数の業者が登場し、演劇のような手口を取るため「劇場型勧誘」と呼ばれます。怪しいもうけ話には耳を貸さないできつぱり断りましょう。

また、お金を送付・手渡ししてしまうと、証拠も残らず、取り戻すのが困難になるため、絶対にしないでください。

多重債務者相談強化キャンペーン2015 無料相談会

- ▽日時 11月12日(木)午後1時~5時
- ▽会場 県庁研修館(埴田1丁目)
- ▽内容 消費生活相談員・

弁護士・司法書士による、多重債務に関する法律相談。
▽対象 現在、多重債務状態で返済が困難な人。
▽定員 先着8人。
▽費用 無料。ただし、相談後、弁護士・司法書士に債務整理を委任する場合は、費用が掛かります。なお、一定の資産要件を下回っている場合は費用を分割できる場合があります。

▽申込 11月2日から、電話で、県消費生活センター ☎(625)2227へ。

出前講座を ご活用ください



講師が公民館・学校などに向き、最近の相談事例を交えながらその手口や対処法について説明します。

また、講話に加えて、消費者団体による「寸劇」や「替え歌」などを入れることも可能です。

詳しくは、電話で、消費生活センターへ。

☎市消費生活センター ☎(616)1547

◎働く人のメンタルヘルス相談 ▽日時 11月13日(金)午後1時30分~4時30分▽会場 宇都宮労政事務所(竹林町)▽内容 産業カウンセラーによる職場におけるストレスやメンタルヘルス相談▽申込 11月2日までに、電話で、県労政事務所 ☎(626)3053へ。

本文中に記載がないものは、原則として、対象となりませんが、費用は無料、申込不要。
 ☎ホームページ、☎Eメールアドレス、☎地域自治センター
 ☎地区市民センター、☎出張所、☎生涯学習センター、☎のみのみや表参道スクエア、☎地域コミュニティセンター、☎市民活動センター